

UCS 行動計画の制定の件

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによつて、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

※次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の事業主は、一般事業主行動計画を策定・届出、公表・周知し、その旨を速やかに各労働局雇用環境均等部(室)に届け出る必要があります。

1. 現在の計画内容

(1)平成 27 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日

(2)目標内容

- ①残業時間を前年比 90%とする。
- ②育児休業取得者への情報提供を行う。

(3)実施状況

- ①前年比 84.2% (一人当たり平均の残業時間：平成 27 年度 49.9 時間、平成 28 年度 42.0 時間)
- ②平成 28 年 9 月 29 日第 5 回育児休業取得者懇親会を開催しました。

2. 計画案

(1)期間 平成 30 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日

(2)内容

目標 1

平均時間外勤務時間数を前年比 82%目指します。

【対策】

- ・ 繁閑を鑑み、各部署で月に 1 度以上ノー残業デーを設定する。(継続)

目標 2

(1)育児休職をしている社員へ、会社や職場の情報を提供する流れを作り、より職場復帰し易い環境整備を図ります。

【対策】

- ・ 郵送や e メールなどにより、会社情報を伝える流れを作り、双方向のコミュニケーションを図ります。
- ・ 育児休業懇談会を開催し、情報共有を行います。

3. 当社窓口

次世代育成支援対策に以下の体制で取り組みます。

(1)仕事と子育ての両立等についての相談窓口を引き続き総務人事部とします。

(2)職業家庭両立推進者(育児・介護休業法 29 条)には、総務人事部長を選任し、実効性のあるものを策定し、実施策を社内周知させ、運用します。